

保育所設置基準の分権化と保育士資格の多様化を図る法案

【地域の事情に応じた保育サービスの提供体制の整備に関する法律案】

〔新規立法〕

【児童福祉法の一部を改正する法律案】

＜立法の背景・趣旨＞

① 保育サービスに係る施設及び事業をめぐる地域の事情は、それぞれ異なるにもかかわらず、現行の制度では、多くの施設及び事業で、その職員配置等に関する基準は、全国一律とされている。

② 保育所に係る深刻な保育士の不足が、待機児童問題の大きな原因となっている。

→ 条例で、保育士不足に対応しつつ保育の体制の整備を図りながら、地域の事情に応じた基準を定めることができるようとする必要がある。

1 地域の事情に応じた保育サービスの提供体制の整備に関する法律案

保育サービスに係る施設及び事業（保育所、幼保連携型認定こども園等）に関する次に掲げる基準については、国の基準を「参酌して」、地方公共団体の基準を条例で定めることとする。この参酌基準において、保育所における主任保育士・教室主担任の配置を定める。

① 施設及び事業の設備及び運営に関する基準

② 子ども・子育て支援法上の給付の適用対象としての基準

2 児童福祉法の一部を改正する法律案

都道府県が、保育に関する所定の研修修了者を登録する登録保育従事者（保育サポーター）の制度を設ける。

現 行

国の基準に「従って」又は「標準として」、条例で定める。

新法に基づく措置後

国の基準を「参酌して」、条例で定める。
※参酌基準で、保育所における主任保育士・教室主担任の配置を定める。

保育士以外の保育従事者については、定めがない。

保育サポーター制度を新設